

建設部

建設委員会 【所管関係資料】

9月8日提出

令和 8 年第 2 回定例会（ 9 月議会）
建設部 提出資料

令和 8 年 9 月 8 日
建設部

建設委員会
【所管関係】

○ 道 路 課	県管理道路の今後のあり方検討事業の進め方について	・ ・ ・ 3
○ 港 湾 空 港 課	特定利用空港・港湾に関する対応状況等について	・ ・ ・ 5
	サーキュラーエコノミーポートの選定について	・ ・ ・ 6

1 スマートシュリンク検討区間における進め方

(1) 基本的な考え方

①維持管理レベルの縮減の検討を先行的に実施

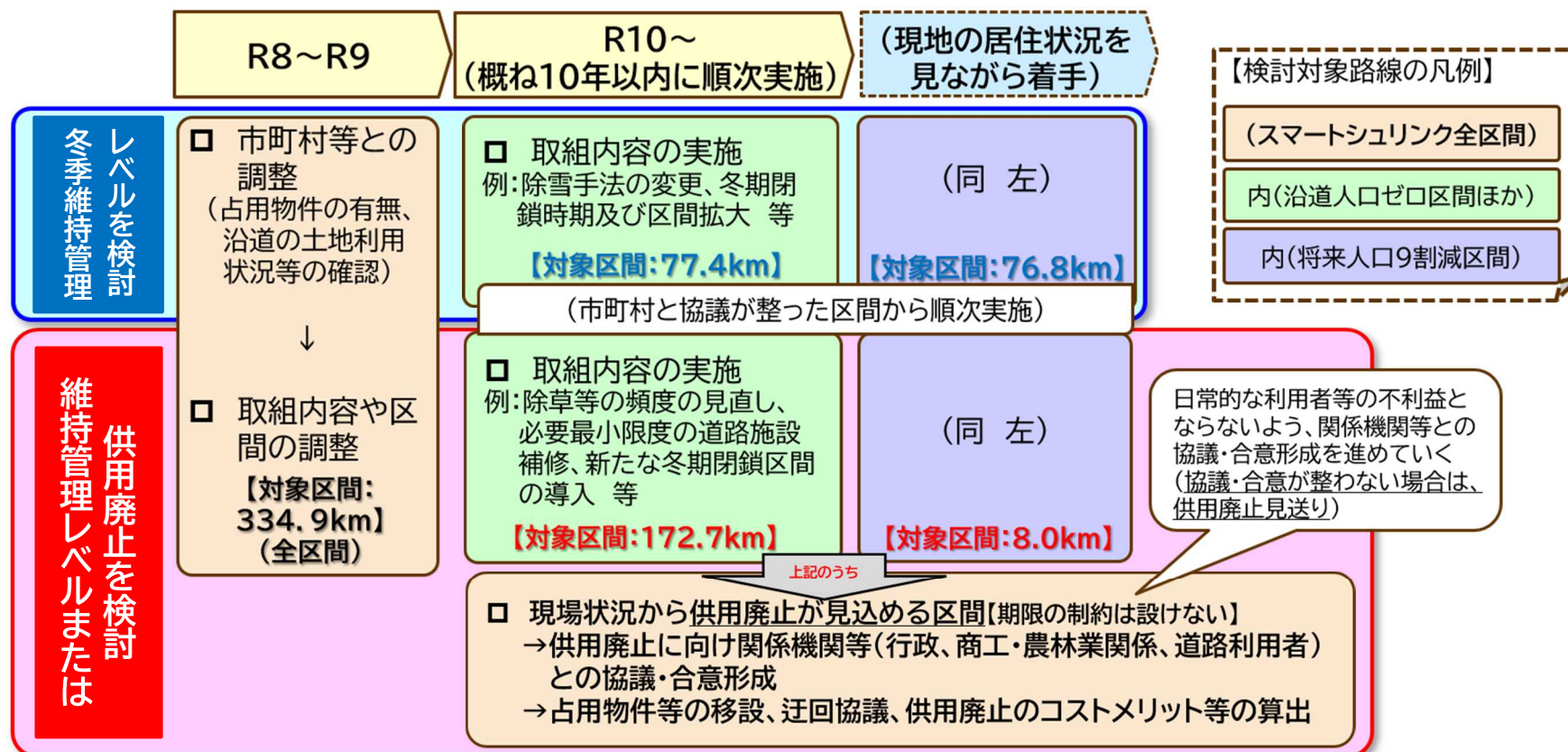
- ・ 除草等の頻度の見直し、必要最小限度の道路施設補修、冬期閉鎖の時期及び区間の拡大の検討 等

②供用廃止の検討の際の留意事項

- ・ 利用者にとって不利益とならないよう配慮（沿道に居住者がいる場合や住民のライフラインがある場合等は実施せず）
- ・ 市町村や道路利用者等との合意形成

③市町村への管理移管は原則行わない

(2) 今後の進め方



2 集約・撤去を検討する可能性のある橋梁における進め方

(1) 基本的な考え方

①架設年次が古く老朽化による抜本的な対策の検討が必要

(対象橋梁10橋のうち8橋が架設後50年以上経過)

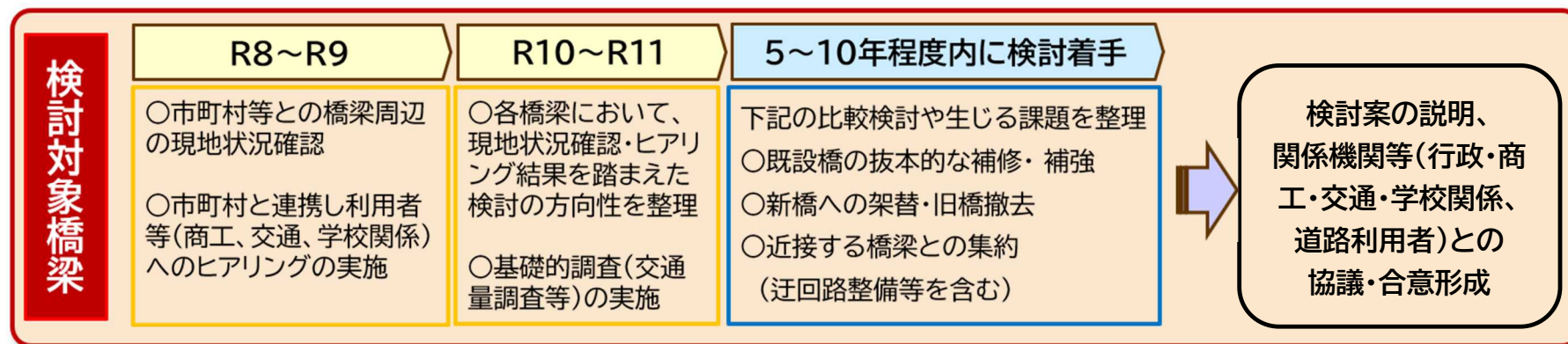
②対象橋梁は住民生活に不可欠なインフラであるため、通行不能となった場合の影響は甚大であり、対策にも多額の費用を要することから、各対策ケースにおける比較検討や課題の整理が必要

【各対策ケースにおける比較検討・課題の整理】

- ・既設橋の抜本的な補修・補強
- ・新橋への架替、旧橋撤去
- ・近接する橋梁との集約（迂回路整備等を含む）

③市町村や道路利用者等との合意形成

(2) 今後の進め方



特定利用空港・港湾に関する対応状況等について

港 湾 空 港 課

国（内閣官房、防衛省、国土交通省、海上保安庁）から特定利用空港・港湾として位置付けることについて説明を受けている4施設（秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港）について、6月議会終了後に実施した調査・関係者への説明等の進捗状況及び今後の対応方針は、次のとおり。

1 対応状況

（１）国内における特定利用空港・港湾の状況

既に特定利用空港・港湾に位置付けられている空港・港湾について、インフラ管理者や防衛省に位置付け前後の利用状況や地域への影響等について聞き取りを行い、以下の状況を確認した。

- ・ 訓練回数については、空港・港湾により異なるが、事前調整が行われており、民生利用に影響が出るような大きな変化はない。
- ・ 国が策定した年間訓練計画等について、国と県が継続的に協議・調整する場が定期的に設けられている。

（２）本県における空港・港湾の状況

①空港

秋田空港に係る協定については、防衛省と見直しの方向性等について協議し、第4「戦闘機の訓練に使用しない」旨の規定を削除する方向での調整を行っている。

◆航空自衛隊航空救難団秋田救難隊の設置運用に関する協定

<現行>

第4 防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、
また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。

<見直し案>

第4 防衛省は、秋田空港に戦闘機を配備しないもの_____
_____.とする。

②港湾

8月18日に秋田港、船川港の関係団体等に対し、説明会を行った。

- ・ 参加者：港湾振興会、漁業協同組合、港湾建設協会、フェリー・物流事業者等 37名
- ・ 特定利用空港・港湾に位置付けることへの反対意見はなし。

2 今後の対応方針

- ・ 秋田空港については、引き続き、防衛省と協定見直しに向けた調整を行う。
- ・ 秋田空港、大館能代空港の関係団体等に対し、説明を行うこととしている。
- ・ 4施設における最終的な受入の可否及び時期について適切に判断していく。

1 概要

国は、8月27日に循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や高度なリサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」を選定した。

本県からは、秋田港・船川港・能代港が選定された。

2 サーキュラーエコノミーポート選定港（29港）



3 選定されたことによるメリット

国土交通省では、循環資源を効率的に取り扱うために、港湾管理者等による港湾での循環資源の保管等を行う循環資源取扱支援施設の整備に対する支援を行っている。

また、環境省では、「再生材供給サプライチェーン構築支援事業」において、港湾管理者等による港湾での循環資源の荷役設備等の整備を支援する予定であり、特にサーキュラーエコノミーポート選定港での整備については、支援対象の審査にあたり加点措置が講じられる予定である。

4 今後の予定

令和9年度中に、サーキュラーエコノミーへの取組・貢献内容や、循環資源取扱支援施設の整備計画等を記載した「循環経済拠点港計画書」を策定する。

(参考)

サーキュラーエコノミーとは、資源や製品の価値を維持、回復又は付加することで、循環的に利用する経済システムであり、製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等の取組を循環資源の需給両面から促進し、天然資源利用や廃棄物排出を減少させる経済システムである。